

佐賀県茶業試験場における研究費の管理運営体制について

佐賀県茶業試験場長

佐賀県茶業試験場では、研究費（国等の競争的資金などの公的研究費を含む。以下同じ。）の執行について、地方自治法、佐賀県財務規則、県の予算制度等に基づき適正に行っていますが、当場における研究費の適正な管理の更なる充実を図るため、文部科学省・農林水産省の「研究機関における公的研究費の管理監督のガイドライン（実施基準）」（H19. 2. 15 文部科学省科学技術・学術政策局長通知）（H19. 10. 1 農林水産省農林水産技術会議事務局長、林野庁長官、水産庁長官連名通知）に基づき、研究費の管理・運営体制を定めました。

【佐賀県茶業試験場の運営・管理責任者】は次のとおりです。

- 1 最高管理責任者：佐賀県茶業試験場長
（機関全体を統括し、研究費の管理・運営について最終責任を負う者）
- 2 統括管理責任者：佐賀県茶業試験場副場長
（最高管理責任者を補佐し、研究費の管理・運営について機関全体を統括する指導責任と権限を持つ者）

【事務処理手続に関する相談受付窓口】は次のとおりです。

◇ 佐賀県茶業試験場総務担当係

〒843-0301

佐賀県嬉野市嬉野町下野丙1870-5

電話：0954-42-0066 FAX：0954-20-2004

電子メール：chagyoushiken@pref.saga.lg.jp

【研究費の適正使用に関する相談・通報受付窓口】は次のとおりです。

◇ 佐賀県農林水産部農政企画課

〒840-8570

佐賀県佐賀市城内1-1-59

電話：0952-25-7257 FAX：0952-25-7290

電子メール：nouseikikaku@pref.saga.lg.jp

◇ 佐賀県ほっとライン（公益通報制度）

https://www.pref.saga.lg.jp/ki_ji00320108/index.html

県職員が、その仕事をするにあたって、法令違反など県民の信頼を損なうようなことをしている」等の事実がある場合、そのことを相談・通報していただける窓口です。具体的には弁護士が窓口になります。

①県庁ホットラインに関する問い合わせ先

〒840-8570

佐賀県佐賀市城内1-1-59

佐賀県総務部人事課

電話：0952-25-7011 FAX：0952-25-72691

電子メール：jinji@pref.saga.lg.jp

②県民窓口

〒840-0825

佐賀市中央本町1番10号 ニュー寺元ビル三階

松尾弘志法律事務所 松尾弘志弁護士

電子メール：k-hotline@pref.saga.lg.jp

○封書での通報の場合には、封筒に「親展」「公益通報」と朱書きしてください。

○電子メールでの通報の場合は、メール件名に「公益通報」と記載してください。

(メールは松尾弁護士のみが受信します。メールの件名に「公益通報」の記載が無い場合、通報メールとして確認できないことがありますので、必ず記入してください。)

※通報の様式は特にありません。ただし、通報にあたっては、相談・通報される方の氏名・連絡先、不正を行ったとする研究者・研究担当、不正行為及び不正行為の態様、不正とする根拠等について確認させていただくとともに、調査に当たってご協力を求める場合があります。
なお、告発者の個人情報や告発内容については、取り扱いに十分注意いたします。

佐賀県茶業試験場における研究費の管理運営体制

佐賀県茶業試験場長

最高管理責任者

研究費の管理・運営についての最終責任を負う。

研究費適正管理計画推進チーム

機関全体の観点から実態を把握・検証し、関係機関と協力して、研究費の適正管理に対する改善策を講じる。

佐賀県茶業試験場副長

統括管理責任者

研究費の管理・運営について、最高管理責任者を補佐する。

総務担当係長

事務処理の相談窓口

研究担当係長

研究費の執行に関し、試験研究機関内外からの相談を受け付ける窓口

研究費の適正使用の相談・通報相談窓口

研究費の適正使用に関し、試験研究機関内外からの相談及び通報を受け付ける窓口

佐賀県農林水産部 農政企画課

地方自治法第199条の監査の実施

監査委員による監査

佐賀県庁ほっとライン（公益通報制度）
佐賀県総務部人事課

監査委員